

次期改定 地域医療体制を守るために 少なくとも10%超の引上げを要請



診療報酬の大幅引き上げの要請書を手渡す渡部理事長（右）。要請に賛同いただいた、右から古川俊治参院議員（自民）、熊谷裕人参院議員（立憲）、塩川鉄也衆院議員（共産）



関東ブロック協議会にて 緊急決起集会も開催

協会は九月より次期診療報酬改定的大幅引き上げなどを求めて、要請署名、緊急決起集会の開催、国会議員への要請、医師会・歯科医師会への要請などに取り組んでいる。また他の課題も含めて秋の要請活動を旺盛に展開し経営環境の改善を働きかけつつ、会員向けの様々な研究会や講習会を準備している。会員には参加、利用のうえ日常診療や医院経営の支援に役立てられたい。

次期診療報酬改定

九月から協会は会員とともに「次期診療報酬改定は少なくとも一〇%を超える大幅引き上げを求める要請署名」に取り組んでいる。九月二十五日には埼玉県選出の国会議員らに実現に向け要請署名の賛同と緊急決起集会への協力などの要請を行った。

六月の骨太方針、八月の概算要求を経て、この間にも診療報酬の引き上げの必要性は、医療界のみならず知事会や各地の自治体議会からも意見書が出されるなど、一定の理解はすすんでいる。しかし、夏の参議院選挙でも「手取りを増やす」と社会保険料の引き下げを主張した国民民主党や、料引き下げのために医療



9月21日、新宿駅前で行われた「診療報酬引き上げ」「保険証復活」を訴える宣伝行動。関東ブロック理事長・会長らの前で訴える渡部理事長（左から2人目）

きた。本紙に折り込んだ署名にFAXにてぜひ協力をいただきたい。

費四兆円の削減」を主張した日本維新の会など、野党の中でも次期診療報酬の引き上げに向けた理解はまだまだとまっていな

い状況もある。八月下旬に、二〇二六年度の概算要求が締切となり、厚労省からは過去最大の要求額となったことが報じられている。しかし診療報酬の大幅な引き上げに至る要求は出されていない。因みに「医療分野におけるDXの推進」(マイナ保険証の環境整備、次期診療報酬の算定モジュール開発)については、概算要求では具体的な予算は示されず年々調整が進められる予定である。

協会は大幅な診療報酬引き上げのために国民皆保険制度堅持に理解ある議員に働きかけていくが、多くの開業医らの声が必要な情勢である。

本紙に折り込んだ署名にFAXにてぜひ協力をいただきたい。

本紙「保険医新聞」ブロック協議会

経営危機打開のため、次期診療報酬の大幅引き上げを勝ち取ろう

地域から医療をなくすな！ 緊急決起集会

10/12(日) 16:00~18:00

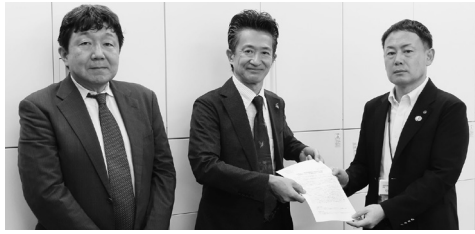
〒330-0074 さいたま市浦和区北浦和 4-2-2 アンリツビル 5F

電話 048(824)7130 FAX 048(824)7547

発行人 渡部義弘 購読料 1部150円 会員の購読料は会費に含まれています。

九月二十一日、保団連関東ブロック協議会の会長理事長懇談会が開催され、終了後には新宿駅前にて「診療報酬引き上げ」や「保険証復活」を求める宣伝行動が実施された。渡部理事長もマイクを手に「マイナ保険証の利用者はまだ三割程度。保険証はバックアップとして、併走させることが必要」などスピーチを行った。

十月十二日には、関東ブロック協議会として初めて診療報酬引き上げを求める緊急決起集会も開催し、参加者による決議を確認。さらに要請活動を強めていくことを決定した。アーカイブは協会サイト、または保団連YouTubeサイトから視聴可能である(詳細は次号)。



中村医療整備課長に要請する渡部理事長(中央)と土田副理事長(左)

九月十一日、協会は埼玉県知事宛に「埼玉県生産性向上・職場環境整備等支援事業交付金」の申請期間の追加と国から示されている交付要件の緩和を求める要請書を提出した。(五面に続く)

県に要請 ベースアップ評価料を 給付金の要件とするな

主な記事

8面	5面	4面	3面	2面
論壇「個別指導とはなにか」	医科・歯科24年度個別指導指導事項	埼玉県への要請、県議会党派との面談	会費のご案内	

論壇「個別指導とはなにか」 医科・歯科24年度個別指導指導事項 埼玉県への要請、県議会党派との面談 会費のご案内

全県配布

本号は会員および未入会の方にも配布しています。 ※未入会の方の先生方におかれましては、この新聞を送付に際し、関東信越厚生局で開示されたデータを元に送付しています。

集团的個別指導

10月から実施 9月に選定通知送付

厚生局から九月八日付で、集团的個別指導講習会形式の選定通知が求めてきた。個別指導に対象の医療機関(医科二〇件、歯科二〇四件)に「特定記録郵便」で送付されている。十月から十二月にかけて実施。選定通知には、実施日が記載されているが、予定されている四回のいずれかに出席すればよい(表)。

一人で悩まず 協会に相談を

協会は三〇年以上にわ

表) 集团的個別指導スケジュール

	医 科	歯 科
第 1 回	10月 8日(水) 14時から15時30分	10月 9日(木) 10時から11時30分
第 2 回	10月20日(月) 14時から15時30分	10月 9日(火) 14時から15時30分
第 3 回	11月18日(火) 14時から15時30分	12月 4日(水) 10時から11時30分
第 4 回	12月12日(金) 14時から15時30分	12月12日(金) 10時から11時30分

会場:さいたま新都心合同庁舎1号館講堂

会員限定 個別指導対策講習会(現地開催のみ)

好評につき臨時開催!

10月19日(日) 13~16時

会場 TKP ガーデンシティ PREMIUM 大宮

講師 保険医協会講師陣、顧問弁護士

対象 保険医協会の会員本人とその従業員 医科歯科それぞれ先着 60人 ※従業員のみでは参加できません

参加費 無料

申込 9月にお送りした案内 FAX または電話にて (定員に達した場合締め切り)

◆前回(2月開催)講習会に参加された声◆

「個別指導の法的根拠や当日の心構えまで詳しく教えていただき有意義でした。個別指導を受ける前に聞きたかったです」

「個別指導対策の要点を読むのは大変だと思っていたので、特に重要な部分を解説してもらえて助かりました」

「参加したことで不安が軽減され、個別指導に備える心構えができました」

個別指導に弁護士が帯同できます